

内閣府

○ 令第 号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）
第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のよ
うに定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

国土交通大臣 石原 伸晃

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

別表第一案内標識の部分総重量限度緩和指定道路の項の次に次のように加える。

高さ限度緩和 指定道路		
(118の4-C・D)	(118の4-B)	(118の4-A)
高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島

別表第一補助標識の部分注意事項の項を次のように改める。

注 意 事 項	(510)	本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと。	案内標識のうち、「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの 警戒標識
------------------	-------	------------------------------	-------------------------------------

別表第一補助標識の部分始点の項及び終点の項中「総重量限度緩和指定道路」の下に「及び「高さ限度緩和指定道路」」を加える。

別表第二案内標識の部分中

	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)
--	-------------------------------------

を

	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)

	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)

に改める。

別表第二の備考一の(一)の1中 及び「総重量限度緩和指定道路」(総重量限度緩和指定道路

(118の3-B)

に

あつては、矢形を除く。)を、「総重量限度緩和指定道路」(総重量限度緩和指定道路

(118の3-B)

にあ

つては、矢形を除く。)及び「高さ限度緩和指定道路」(高さ限度緩和指定道路

(118の4-B)

及び 高さ限度

緩和指定道路

(118の4-D)

にあつては、矢形を除く。)に改め、「同表の備考一の(一)中30を31とし、17から29ま

でを18から30までとし、16の次に次のように加える。

17

「 総重量限度緩和指定道路

「 (118の3-A・B)

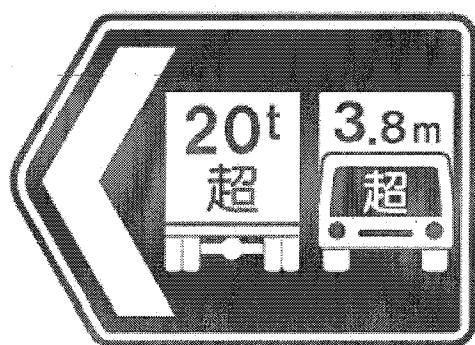
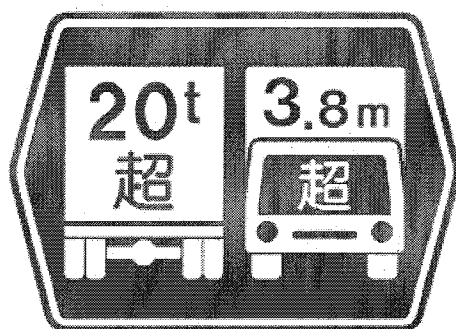
「 及び 高さ限度緩和指定道路

「 (118の4-A・B)

を表示する案内標識の

標示板を設置する地点が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和

和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。



別表第二の備考一の(二)の6中

総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

の下に、高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

を加え、同表の備考一の(三)の1の(1)中

国道番号

(118-A)

の下に、高さ限度緩和指定道

路
(118の4-C・D)

を加え、同表の備考一の(三)の1中(19)を(23)とし、(18)を(22)とし、(17)を(21)とし、(21)の前に次のように

加える。

(19)

高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した

道路に設置する 高さ限度緩和指定道路

(118の4-A)

を表示するものについては、記号中の文字、縁

及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した

道路に設置する 高さ限度緩和指定道路

(118の4-B)

を表示するものについては、記号中の文字、縁

及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

別表第二の備考一の(三)の1中(16)を(18)とし、(6)から(15)までを(8)から(17)までとし、(5)の次に次のように加える。

(6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置

「 高さ限度緩和指定道路

(118の4-C)

を表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、

記号外の文字及び記号を白色とする。

(7)

「 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置

する 高さ限度緩和指定道路

(118の4-D)

を表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、

記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。

別表第二の備考一の(五)の2中「総重量限度緩和指定道路」の下に、高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

を
加
え、
同
表
の
備
考
一
の
(五)
の
八
の
(一)
中
及
び
総
重
量
限
度
緩
和
指
定
道
路

(118の3-A・B)

を
、
総
重
量
限
度

緩
和
指
定
道
路

(118の3-A・B)

及
び
高
さ
限
度
緩
和
指
定
道
路

(118の4-A・B)

に
改
め
る。

附
則

この命令は、公布の日から施行する。